保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、①施設の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設の内外で行う製造・販売・サービス業務等のフリーランス業務の遂行に起因して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする損害の範囲は以下のとおりです。

1. 法律上の指害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

2. 争訟費用

損害賠償に関する争訟について被保険者が東京海上日動火災保険株式会社(以下、当会社といいます。)の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

3. 損害防止軽減費用

被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

4. 緊急措置費用

被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明 した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用また は当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

5. 協力費用

当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

1回の事故について、当社が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

なお、2. 争訟費用については、損害賠償金の金額が支払限度額を超える場合、支払限度額 の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。

なお、ここでは保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を 有する者に対して負担する賠償責任:
- ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧排水または排気 (煙を含みます。) に起因する賠償責任

など

【その他の特約条項による免責事由】

- ■核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性の作用・それらの特性に起因する損害(放射能汚染・放射線障害を含みます。)を補償対象外とします。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は補償対象となります。
- ■被保険者・その使用人等が行う次の行為に起因する損害を補償対象外とします。
- a. 医療行為 (ただし、法令により、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを許されている医療行為の場合は、補償対象となります。)
- b. 医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為(ただし、法令により、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを許されている行為の場合は、補償対象となります。)
- c. 薬品の調剤・投与・販売・供給
- d. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを法令によ

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	り禁じられている行為
	e. 建築士・土地家屋調査士・技術士・測量士・獣医師以外の者が行うことを禁じられている
	行為
	■汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出、廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因す
	る損害を補償対象外とします。ただし、汚染物質の排出等については、突発的な事故を原因
	として、不測かつ急激に発生したもので、原因となる事故が発生してから7日以内に被保険
	者が汚染物質の排出等を発見し、かつ21日以内に当社に通知した場合は、補償されます。
	■石綿 (アスベスト)・石綿の代替物質 (それらを含む製品を含みます。) 等の発がん性その
	他の有害な特性に起因する損害を補償対象外とします。
	■サイバーインシデントに起因する損害・損失のうち、サイバー攻撃によって生じた損害・
	損失を補償対象外とします。
	■美容・理容業務(調髪・顔そり、パーマネントウェーブ等)の仕上がり不良に起因する損
	害は補償対象外となります。
	■エステティックの仕上がり不良およびエステティック機器の欠陥に起因する損害は補償対
	象外となります。
	■次のいずれかに該当する行為に起因する損害は補償対象外となります。
	a. 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
	b. 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為
	c. 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為
	d. パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛パーマ行為
	など
	【施設所有(管理)者特別約款の免責事由】
	当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、
	保険金を支払いません。
	① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの
	蒸気または水の漏出・いっ出
	② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
	③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
	④ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理
	ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
	イ. 施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物
	⑥ 記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの
	ア. 商品または飲食物
	イ . 施設外にあるアに規定するもの以外の財物(仕事が行われた場所に放置または遺棄さ
	れた機械、装置または資材を除きます。)
	⑦ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了としま
	す。)または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事が行われた場所に
	放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
	など

業務結果 (PL 責任) の補償

保険金をお支払いする場合

被保険者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して 発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を 負担した場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする損害の範囲は以下のとおりです。

1. 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

2. 争訟費用

損害賠償に関する争訟について被保険者が東京海上日動火災保険株式会社(以下、当会社といいます。)の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

3. 損害防止軽減費用

被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

4. 緊急措置費用

被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明 した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用また は当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

5. 協力費用

当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

1回の事故について、当社が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

なお、2. 争訟費用については、損害賠償金の金額が支払限度額を超える場合、支払限度額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。

なお、ここでは保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

①保険契約者または被保険者の故意

②戦争(盲戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議

③地震、噴火、洪水、津波または高潮

④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を 有する者に対して負担する賠償責任

⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任

⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

⑧排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任

など

【その他の特約条項による免責事由】

- ■核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性の作用・それらの特性に起因する損害(放射能汚染・放射線障害を含みます。)を補償対象外とします。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は補償対象となります。
- ■被保険者・その使用人等が行う次の行為に起因する損害を補償対象外とします。
- a. 医療行為 (ただし、法令により、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを許されている医療行為の場合は、補償対象となります。)
- b. 医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為(ただし、法令により、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを許されている行為の場合は、補償対象となります。)
- c. 薬品の調剤・投与・販売・供給

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	d. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを法令によ
	り禁じられている行為
	e. 建築士・土地家屋調査士・技術士・測量士・獣医師以外の者が行うことを禁じられている
	行為
	■汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出、廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因す
	る損害を補償対象外とします。ただし、汚染物質の排出等については、突発的な事故を原因
	として、不測かつ急激に発生したもので、原因となる事故が発生してから7日以内に被保険
	者が汚染物質の排出等を発見し、かつ21日以内に当社に通知した場合は、補償されます。
	■石綿 (アスベスト)・石綿の代替物質 (それらを含む製品を含みます。) 等の発がん性その
	他の有害な特性に起因する損害を補償対象外とします。
	■サイバーインシデントに起因する損害・損失のうち、サイバー攻撃によって生じた損害・
	損失を補償対象外とします。
	■次の生産物・仕事の結果に起因する損害は補償対象外となります。
	a. 航空機
	b. ロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの
	c. a または b の胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、
	油圧機器もしくは専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造・販売・
	提供した財物
	d. たばこ、電子たばこまたはその他のたばこ製品(それらの成分、構成部品、付属機器また
	は装飾品を含みます。)
	e. a または b の保守、点検または修理の結果
	■LP ガス販売業務の遂行またはその結果に起因する損害は補償対象外となります。
	■美容・理容業務(調髪・顔そり、パーマネントウェーブ等)の仕上がり不良に起因する損
	害は補償対象外となります。
	■エステティックの仕上がり不良およびエステティック機器の欠陥に起因する損害は補償対
	象外となります。
	■次のいずれかに該当する行為に起因する損害は補償対象外となります。
	a. 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
	b. 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為
	c. 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	d. パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛パーマ行為
	など
	【生産物特別約款の免責事由】
	(1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対し
	ては、保険金を支払いません。
	① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提
	供した生産物または行った仕事の結果
	② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(実
	際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)または虚偽の表示
	③ 仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
	(2) 当会社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能(財物の一部のかしによる
	その財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。) についての賠償責任を負担する
	ことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
	① 生産物
	② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられる
	べきであった場合を含みます。)
	③ 完成品
	④ 製造品・加工品
	(3) 当会社は、仕事の結果による事故については、仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを
	要するときは、引渡しとします。)または放棄の前に発生した事故に対しては、保険金を支払
	いません。
	など

受託財物の補償

保険金をお支払いする場合

被保険者が占有・使用する、直接作業を加えているまたは借りている財物(リース・レンタル財物および支給財物は含まれません。)(管理下財物)の損壊について、被保険者が正当な権利(所有権等)を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払します。

お支払いする損害の範囲は以下のとおりです。

1. 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

2. 争訟費用

損害賠償に関する争訟について被保険者が東京海上日動火災保険株式会社(以下、当会社といいます。)の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

3. 損害防止軽減費用

被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

4. 緊急措置費用

被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明 した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用また は当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

5. 協力費用

当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

1回の事故について、当社が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

なお、2. 争訟費用については、損害賠償金の金額が支払限度額を超える場合、支払限度額

保険金をお支払いできない主な場合

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。

なお、ここでは保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争(盲戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を 有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧排水または排気(煙を含みます。) に起因する賠償責任

など

【その他の特約条項による免責事由】

- ■核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性の作用・それらの特性に起因する損害(放射能汚染・放射線障害を含みます。)を補償対象外とします。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は補償対象となります。
- ■被保険者・その使用人等が行う次の行為に起因する損害を補償対象外とします。
- a. 医療行為 (ただし、法令により、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを許されている医療行為の場合は、補償対象となります。)
- b. 医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為(ただし、法令により、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを許されている行為の場合は、補償対象となります。)
- c. 薬品の調剤・投与・販売・供給

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
1 12日間 日本に対する計画によりお文はいしより。	d. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを法令によ
	り禁じられている行為
	e. 建築士・土地家屋調査士・技術士・測量士・獣医師以外の者が行うことを禁じられている
	行為
	┃■汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出、廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因す
	る損害を補償対象外とします。ただし、汚染物質の排出等については、突発的な事故を原因
	として、不測かつ急激に発生したもので、原因となる事故が発生してから7日以内に被保険
	者が汚染物質の排出等を発見し、かつ21日以内に当社に通知した場合は、補償されます。
	■石綿(アスベスト)・石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)等の発がん性その
	他の有害な特性に起因する損害を補償対象外とします。
	■サイバーインシデントに起因する損害・損失のうち、サイバー攻撃によって生じた損害・
	損失を補償対象外とします。
	■美容・理容業務(調髪・顔そり、パーマネントウェーブ等)の仕上がり不良に起因する損
	害は補償対象外となります。
	■エステティックの仕上がり不良およびエステティック機器の欠陥に起因する損害は補償対
	象外となります。
	■次のいずれかに該当する行為に起因する損害は補償対象外となります。
	a. 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
	b. 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為
	c. 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為
	d. パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛パーマ行為
	【施設所有(管理)者特別約款の免責事由】
	当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、
	保険金を支払いません。
	① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの
	蒸気または水の漏出・いっ出
	② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
	③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
	値を使うするが、ま、しょう、のだれなどはあられる。及べまだはの人などはの人などはの人などはの人などはの人などはない。値をある。値をある。がいるとれるとはないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	② 心臓が利米、砂性、気息または状態しずが上ず

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理
	ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
	イ. 施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。) または動物
	⑥ 記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの
	ア. 商品または飲食物
	イ . 施設外にあるアに規定するもの以外の財物(仕事が行われた場所に放置または遺棄さ
	れた機械、装置または資材を除きます。)
	⑦ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了としま
	す。) または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事が行われた場所
	に放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
	【管理下財物損壊担保特約条項の免責事由】
	当会社は、管理下財物が次のいずれかに該当するものである場合は、その損壊による損害に
	対しては、保険金を支払いません。 ① 記名被保険者またはその法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その理事、取
	田 記名被休庾有またはその伝足代理人 (記名被休庾有が伝人である場合は、その理事、取 締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。) もしくは使用人が所
	神役での他伝人の表例を執行する機関をいいます。以下回像とします。)もしては使用人が別 有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。)
	② 記名被保険者またはその法定代理人もしくは使用人がもっぱら仕事以外の目的のために
	使用する財物
	③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書、
	宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財
	物
	④ 記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りて
	いる財物(仕事の遂行のために借りている従業員宿舎、資材置場、事務所等の施設であって、
	臨時に設置されたものを除きます。)
	⑤ 記名被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物
	⑥ 記名被保険者が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物(工事用仮
	設物の材料を含みます。)
	⑦ 記名被保険者が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場(仕事
	を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。)の

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	内部において発生したものである場合には適用しません。
	内部において発生したものである場合には適用しません。 (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 ② ねずみ食いまたは虫食い等の現象 ③ 修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良 ④ 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り (2)(1)の規定にかかわらず、管理下財物である自動車または原動機付自転車の損壊のうち、これらの車両の運行以外の事由によって発生したものについては、補償対象となります。なお「運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自
	転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。
	など